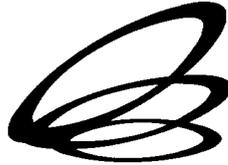


ศูนย์บริการลงทุน
สำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
กระทรวงอุตสาหกรรม



INVESTMENT SERVICES CENTER
THE BOARD OF INVESTMENT
MINISTRY OF INDUSTRY

555 ถ.วิภาวดีรังสิต จตุจักร กรุงเทพฯ 10900 โทร 0 2553- 8111

555 Vipavadee Rangsit Road, Chatuchuck 10900 Tel. 0 2553- 8111, Fax : 0 2553-8222

ข่าวสำหรับสื่อมวลชน / PRESS RELEASE

第127/2557 号 (Aor.64)
2014年1月25日

投資委員会、“7カ年投資戦略” を發布タイ中小企業小企業援助処置も

投資委員会は国にとって価値のあり、社会・環境に利益をもたらす投資を重視し、“7カ年（2015-2021）投資戦略”を發布し、同時に中小企業の能力を向上させる処置も承認し、2015年1月1日からの申請案件に適用させる。

プラユット首相が議長を務めた投資委員会会議の直後、BOI 長官代理 ヒランヤー・スジナイ氏の発表によると、会議においてBOI が提案した“7カ年（2015-2021）投資戦略”が承認され、中所得国の罠に陥らないように持続性のある経済成長のために、国内・タイの海外投資を 価値のある投資に向け、競争力を高め、新戦略ビジョンとする。

新戦略の下で投資奨励方針および基準は高度技術を使用する業種、創造的業種、デジタル経済を受け容れるためのサービス業種、国内資源からの業種など産業および国にとって有益かつ価値のある業種を重視するため、20 県の低収入地域を残し、ゾーンに基づく恩典制度を廃止し、工業団地における投資に基礎恩典に加え、産業別恩典制度を導入する。

奨励を中止される既存の奨励対象業種は、サプライチェーンにおいて 重要な位置づけし、増強させる可能のある一部の業種は全面的に奨励 を中止せずに奨励条件を調整し、もっと競争できるように生産性または設計を向上してもらう。

“ これまで新戦略の下の奨励対象業種について心配された投資家がおられますが、それほど多数の業種を中止することなく、既存の奨励業種数とそんなに変わらない 200 あまりの業種を奨励し続けることがわかります。中に 180 業種ぐらい税的恩典を付与し、残りの 50 ぐらいの業種に機械、原材料の輸入関税を免除して非税的恩典を付与します。近日 BOI のホームページに掲示します。” 同氏が話した。

奨励対象業種は2グループに分けられ、Aグループは経済構造再編成に重要で、投資を促進し、他国と競争できるように法人税免除恩典を付与しなければならない業種であり、Bグループはそれほど高度技術を使用しない裾野産業であるが、サプライチェーンに重要な位置づけである業種である。これらは法人税免除恩典が付与されず、機械・原材料の輸入関税および非税的恩典が付与される。

新戦略は2015年1月1日よりの奨励申請案件に適用することとなる。

中小企業 38 業種にメリットを

ヒランヤー氏はさらに話したが、もっと力をつけ、国際競争できるように会議により中小企業競争力向上処置を認可した。そのため、38業種が7年投資戦略における中小企業奨励対象業種とする。これらは通常よりさらに2年間法人税を免除し、タイの中小企業に競争の有利性を与える。中小企業への投資を促進するために会議は2015年1月1日から2016年12月31日の間に適用することにした。

特別経済開発区における投資促進政策が誕生

ヒランヤー氏はさらに以下のように述べた。会議はさらに特別経済開発区における投資促進政策を承認した。特別経済開発区（ターク県、トラード県、サケオ県、ソクラー県、ムクダーハーン県）に投資するプロジェクトは新戦略に基づく奨励対象事業ならば、通常よりさらに3年間法人税を免除する。
